

見附市教育委員会告示第7号

見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱（平成28年見附市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表中葛巻めだか学童クラブの項及びわかば学童クラブの項を削り、西地区あかり学童クラブの項名称の欄を「あかり学童クラブ」に改め、第二ひだまりキッズクラブの項の次に次のように加える。

第三ひだまりキッズクラブ	見附市反田町10番地
--------------	------------

ハートキッズクラブの項実施場所の欄を「見附市新潟町2478番地」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。